

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月22日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第4号

佐賀県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

佐賀県道路交通法施行細則（昭和35年佐賀県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(道路の使用の許可)</p> <p>第13条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は<u>自動運転機能を有する自動車（運転者が遠隔の場所から運転操作するものに限る。）</u>を走行させる実証実験をすること。</p>	<p>(道路の使用の許可)</p> <p>第13条 法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次の各号に掲げるもの（第4号及び第6号から第9号までに掲げる行為にあっては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定によりすることができる選挙運動のためにするもの又は選挙運動期間中における政治活動として行われるものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験、人の移動の用に供するロボットの実証実験又は<u>自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両を走行させる</u>実証実験をすること。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。